社会科（歴史的分野）学習指導案

１　単元名

「天下布武」という楔　～時代の破壊（ビフォー・アフター）と創造～

２　単元について

（１）単元観

①学習指導要領より

現行の学習指導要領では、各時代を大きく捉え、時代的特色を獲得させることを歴史的分野の目標としている。現行の学習指導要領には、中学校社会科歴史的分野の目標のひとつとして、「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ―」と明記されている（目標（１））。学習指導要領解説では、「歴史的分野の学習の中心は、『我が国の歴史の大きな流れ』の理解であり、『各時代の特色』はそのために踏まえるべきものだという位置づけを明確にした」と記されている。この点については、新学習指導要領についても、基本的な方針は変わらず踏襲されている。

したがって、本実践では、この目標を達成するために、まずは「各時代の特色」を明らかにするために、時代の転換期に着目した。政治・経済・文化・外交等、時代を構成する様々な要素をその時代固有のものとして限定的に理解させるのではなく、前後の時代とそれらの特色を比較することで、その時代の特色をより鮮明に捉えることができると考えたためである。時代の転換期に焦点を当てた学習を行うことで、変貌する時代の姿から前後の時代像を炙り出すことができる。時代の特色を掴み、積み重ねていくことで、「歴史の大きな流れの理解」につながっていくだろう。

本実践では中世の時代的特色を明らかにすることを目標とする。そもそも中世は、小学校教育では元寇と文化学習程度に留まり、生徒にとっては時代的特色をイメージしにくい。中世そのものも非常に時代的特色の掴み辛い時代であり、前後の時代との比較検討が中世の時代像を掴むのに有効である。中世の時代像を明らかにするために、近世との転換期にあたる織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の時代と、中世を比較する構成とした。言い換えれば、近世という新しい社会システムを作り上げた３者の政策を詳しく読み解くことで、時代を遡る形で中世の時代的特色を炙り出すことができる、ということである。

②転換期の政治状況

（ｉ）中世とは

中世は、「権門体制」と表現されるように、武家・貴族・朝廷・宗教などの多様な勢力がそれぞれ独立した支配を行っていた時代である。統一した支配組織が存在せず、公的な秩序や規則がなく、それぞれの権門がそれぞれのやり方で各地を支配していたのである。私有財産の保障は自力救済が基本だったために、それをめぐる争いが頻発していたのも中世の特色の一つである。自らの財産・土地を守るために、武装したり、より力のあるものに土地を寄進したり、土地の私有を保障したりといった行動を人々はとるようになっていった。

その中で、特に勢力を伸ばしていたのが、寺社を中心とした宗教勢力である。これらの勢力は、神仏の権威を利用して多くの土地の寄進を受け、高い経済力を誇っていたのみならず、その担保のために僧兵などの世俗的な権力を蓄えてさえいた。比叡山延暦寺や石山本願寺は、商人や技術集団を取り込み、石垣を備えた巨大な寺内町を形成したことや、定期市が寺社の門前で行われることが多かったことは有名である。[1]

天下人は、このような中世の宗教的呪縛に厚く覆われていた社会構造を破壊することで、新たな社

[1] 伊藤正敏『寺社勢力の中世　無縁・有縁・移民』ちくま新書

会秩序を構成しようとした。以下、天下人の政策と関連付けながら、彼らが破壊した中世の時代的特色を述べていく。

（ⅱ）織田信長の政策

織田信長は、織田弾正忠家の当主・織田信秀の子に生まれ、尾張国（愛知県西部）の一地方領主としてその生涯を歩み始めた。尾張国の支配を固めた後、桶狭間の戦いで有力大名であった今川義元を打ち破ったことを一つの契機として、徐々に勢力を伸ばしていった。その後、室町幕府の将軍足利義昭をたすけて京都に入り、将軍という強大な権威を後ろ盾に、自らの勢力を伸ばしていったが、家臣であった明智光秀に討たれ、その生涯を閉じる。

信長は、自らの拠点として安土城を築城した。安土城は、壮大な天守閣をもち、惣石垣によって構築されている。このような城を築城するためには、高い建築技術をもった技術集団（テクノクラート）を支配下に置く必要がある。前述したように、中世には、惣石垣の構築物や高層建築物は寺社に見られることがほとんどである。比叡山延暦寺や、石山本願寺などが良い例である。中世においては寺社勢力が抱えていた技術集団を、寺社勢力から解放し、織田信長が抱えることとなったのである。また、信長は安土城周辺に広大な城下町を建設し、家臣団（武士層）をそこに住まわせた。中世社会では、武士といえども自らの所領である農村に住むことが基本であり、武士身分と農民身分が未分離であった。城下町を作り、武士層をそこに住まわせることで、武士と農民を明確に区分し、職業軍人としての武士集団を作り上げた。また、関所を廃止し、楽市・楽座といった経済政策を行った。楽市・楽座は、その内容から自由な経済活動を行ったものと捉えがちであるが、実際には行商人を城下町に集める政策であった。楽市・楽座では行商人は、商売における税を無税とする代わりに安土に宿泊することを定めた。行商人は安土に住む町人に宿泊費を払い、軒先を借りて筵を広げて商売を行った。無税としたのはこの筵を広げて商売をする部分であり、実際には信長は安土に集住していた町人から税をとり、自身の経済力を高めていた。関所や市・座は中世では寺社勢力や中小在地勢力の財政基盤となっていたため、関所を廃止したり、行商人を安土に集めたりすることによって、寺社勢力やその勢力と密接に結びついた在地領主層の力を弱めることにもつながった。このように、楽市・楽座という一つの政策を検討していくことで、信長の意図が見えてくるのである。[2]

ほかにも、信長は比叡山の焼き討ちや一向一揆の殲滅を行った。これは寺社勢力を支配下におさめようとする行動であり、寺社勢力が巨大な軍産複合体であり、世俗的な権力を有していた中世社会のシステムを破壊しようとしたものである。信長はのちに堺等の主要都市を屈服させるが、これも中世では自治的な支配を行っていた都市である。

このように、中世では寺社をはじめとする多様な勢力が独自に権威・権力をもっていたが、信長は「天下布武」のスローガンのもと、強大な武力と経済力を背景に中世において権力をにぎっていた多様な勢力を支配下に置き、自身を頂点とする新たな社会制度を構築しようとする政策を数多くとっていた。

（ⅲ）豊臣秀吉の政策

織田信長が本能寺の変で討たれた後、勢力を伸ばしたのは豊臣秀吉である。豊臣秀吉は強大な武力と経済力によって全国支配を進め、反抗する勢力を打ち倒すことで天下統一を成し遂げた。豊臣秀吉は、さまざまな政策を通して、兵農分離・商農分離を行い、近世身分制度の基礎を築いた。

太閤検地は、全国の土地を統一した基準で調査し、土地の耕作者を明確化した上で、検地帳に登録したものである。検地帳に登録された者をその土地の耕作者として定めたことで、農民は土地を耕作し年貢を納めるものである、という役割が明確になった。結果、自らの土地を守るために武装

[2] 村井章介『シリーズ日本中世史④　分裂から天下統一へ』岩波新書

したり、寄進したりする必要がなくなり、中世で見られた荘園制や、私的な土地所有が解体されることとなった。これは中世において荘園を多数領有していた権門から権威・権力をさらに奪うことにもつながった。

太閤検地は、一方では近世身分制度の基礎を作った政策とも捉えることができる。土地と百姓を結び付けたことで、武士と百姓の明確な区分が為されることになったからである。百姓は天下人から認められた自らの耕作地を耕し、石高に応じた年貢を納めることとなった。それ以外の人々は武士や町人などの身分となり、城下町に住むよう定められ、農村から切り離された。これらの身分の分離は、次いで出された刀狩令により、武士のみが帯刀することを許されたり、身分統制令によって身分間の移動が禁止され、自らの身分に応じた役を果たすことが求められたりする中で、より強固に社会に浸透していくことになった。結果、これらの一連の政策によって、武士と百姓との明確な区別がなされた（兵農分離）。中世社会を支えていた土地を媒介とした主従関係から脱却し、新たな身分秩序が形作られたのである。[3]

さらに、秀吉は惣無事令、喧嘩停止令を出し、大名や民衆が私的に争うことを禁じた。これは対立の仲裁を天下人ないしはその下部組織に委ねるというものであり、中世社会にみ見られた自力救済・自己解決を基本とする社会を大きく変えた。

このように、中世は荘園制に見られるように、自身の土地を守るために土地を寄進するなど、土地の所有については複雑な権利関係が存在していた。秀吉は自身の政策を通じて、この複雑な権利関係を整理し、土地と人とのつながりという中世を支えた構造を破壊した。また、全国を統一基準で支配し、兵農分離・商農分離といった身分制度の基礎を作った。全国にいる大名は、領国を自治する存在から、いわば官僚のような役割として、秀吉に代わって領国を支配する存在へと変化した。百姓は農地の耕作者として、武士は職業軍人として、町人・商人は経済活動を担う存在として、それぞれ確立された役割を果たすようになっていった。秀吉のこの抜本的な改革は、それ以前に権威をもっていた各権門から当然反感を招いた。秀吉は強大な軍事力を背景に、大名に対しては容赦なく領地替えを行うなどして、それらの反発を抑えていった。

（ⅳ）徳川家康（江戸幕府）の政策

秀吉の死後、関ケ原の合戦を制した徳川家康は、朝廷から征夷大将軍に任命され、江戸幕府をひらく。江戸幕府は、幕府と藩の関係を基軸とする幕藩体制を敷き、民衆には明確な身分制度を整え、身分に応じた役を果たす、役の体系としての社会システムを完成させた。

江戸幕府は強大な武力・経済力・法規の力をもって大名や民衆を統治した。大名は領地と明確に切り離され、将軍に代わって領国を統治する役を与えられた。大名はその行動を武家諸法度により統制され、法度を破れば大名であっても処罰の対象となり、実際に多くの大名が大規模な領地替えを受けた。さらに、禁中並公家諸法度や寺社法度を制定することで、貴族や寺社勢力の統制も進めた。これらの政策によって、中世において権門体制を形成していた多様な勢力を支配下に置き、全国を統一した基準で統治した。また、統一貨幣を鋳造し、これを全国に流通させた。江戸幕府は、旗本・御家人・参勤した武士たちによる強大な武力と、広大な幕府領、鉱山の直轄等によって得られた経済力によってこれらの政策に対する不満を一蹴した。

このように、中世では身分秩序はあいまいであり、寺社・朝廷・武士らの権門がそれぞれの領地をそれぞれの基準で支配していた。江戸幕府の政策は、中世に力をもっていたそれらの勢力を支配下に置き、身分秩序を基本とし、与えられた役を果たすという役の体系としての社会システムを構築したという点で、信長・秀吉らの政策を踏襲し、発展させたものであると言える。明確な身分制度を策定し、自らの役を果たすことに専念する社会システムを構築したことで、無用な争事を防ぎ、長期にわたる政権を維持することができたのである。

---

[3] 藤田達生『藩とは何か　「江戸の泰平」はいかに誕生したか』中公新書

（ｖ）まとめ

彼ら天下人の生きた時代を、中世と近世の時代の転換点と捉え、そこから中世社会を逆算すると、中世社会のありようを捉えることができる。中世においては身分や役の体系化が為されておらず、普遍的な法整備が行われていなかった。貴族や寺社、武家など様々な客体が勢力を伸ばし、独自の社会システムをそれぞれの領内で作り上げていた。そのため、自検断が行われたり、守護・地頭が裁判を行ったりと、私的に争事を解決していた。つまり、統一政権が成立・機能しておらず、貴族・寺社・武家等の勢力が相互補完的に社会を維持する、いわゆる「権門体制」がとられていた。このような状況では、法や権威による私的財産等の権利の保障は望めず、武力を含む実力で主張・防衛せざるを得なかった。中世社会は、自力救済・自己解決型の社会システムをもっていたのである。

「天下布武」という言葉は、織田信長が自身の勢力を伸ばしていく過程で用いた言葉である。意味は、強大な武力によって天下を統一するというものである。この天下布武という理想は、天下人によって、中世と近世の転換期に、まるで楔のように打ち込まれたものである。中世という一つの時代が、天下布武の名のもとに幕を閉じ、近世という新しい時代が幕を開ける。天下人の政策から、その一端をつかませたいと考える。

（Ⅵ）単元構成について

以上のように、天下人の政策から彼らが作り上げたものとして、近世の時代的特色をイメージさせた上で、中世を逆算させることで、中世は自力救済を基本とする社会であったという時代的特色を捉えさせたい。このような社会であったからこそ、多様な勢力が力を伸ばすことができた。混沌とし、捉えにくい社会であった一方で、その自由度の高さゆえに経済や民衆の文化は大いに発展し、花開いた時代でもある。そういった中世の時代的特色を捉えさせるために、本題材を設定し、単元を構成した。

単元は４時間構成とし、１時間目には、近世の城と中世の城を比較する。中世では濠を備えた山城であったものが、近世になると石垣があり、壮大な天守をもっている平城へと変化している。この特徴を捉えさせ、「なぜこのような城を築城したのだろう」という問いに対する予想を立てる。以降の授業において、その予想に対する解答を探していくことで、思考を深化させていく。

２時間目は、「楽市・楽座令」を読み取る活動を主活動とする。前述したように、この法令には、自身の経済力を高めるとともに、寺社をはじめとする中世で力をもっていた勢力の力を削減する意図も含まれている。壮大な城を築く経済力を得るための法令であると同時に、中世において石垣や高層建築を行う技術を備えていた寺社勢力が囲い込んでいた技術集団を吸収していったことを捉えさせたい。

３時間目は、城下町のつくりから、身分制社会の成立を捉えさせる活動を主活動とする。中世の城にみられる城下町は、近世の城にみられる城下町と大きく異なる。武士と農民の明確な身分差がなく、田やそれを耕作する農民の住居を併設していた中世の城下町に対して、近世の城下町には武士や町人を集住させ、地域ごとに住み分けさせる、身分を意識したつくりが為されている。その身分差を明らかにするものとして、豊臣秀吉による太閤検地と刀狩令を扱う。太閤検地で用いられた検地帳の内容を読み取ることで、土地の耕作者は村に住む百姓として役割を与えられたことを掴ませる。百姓にあたらない人々は、職業軍人としての武士や、町人として城下町に集住された。この武士と百姓、町人等の身分制社会の確立を、刀狩令にも触れながらつかませていく。

４時間目は、天下人のその他の政策を検討しながら、２・３時間目の既習事項を活用し、天下人の破壊したものとしての中世の時代的特色を捉えさせる。主活動として、豊臣秀吉の出した「惣無事令」を読み込んでいく。この法令は、争事の私的解決を禁じたものである。中世にはこのような法令は存在せず、自力救済から、公儀権力による統一支配へと社会が変化したことをつかませたい。他にも、信長による比叡山焼き討ち、足利義昭の追放、豊臣秀吉の身分統制令、徳川家康の大名の

改易、統一貨幣の発行を資料として扱い、天下人は、自身の強大な軍事力や経済力を背景に、中世で権力をもっていた勢力を支配下におさめ、全国支配を進めたことを捉えさせたい。そして、近世は強大な武力・経済力をもつ公儀権力のもと、身分制度を基軸とし、自らに課せられた役を果たしていく社会であること予想させたい。そこから遡ることで、中世は統一した支配勢力がなく、多様な勢力が独自に力をもっており、それ故に自力救済型の社会であったという時代的特色をつかませることができると考え、単元を構成した。

3　単元の目標

- 城のつくり、寺社の力、土地政策等について、中世と近世とを比較することで、転換期における社会の変化を理解する。【知識・技能】
- 転換期に登場した天下人（織田信長・豊臣秀吉・徳川家康）の行った政策の意図をふまえ、彼らが破壊したものを考察し表現することができる。【思考・判断・表現】
- 城の特徴や天下人の政策から、中世の時代的特色を追究し、近世がどのような時代になっていくか、見通しをもって学ぼうとしている。【主体的に学習に取り組む態度】

4　思考の深化に対応した単元の指導計画

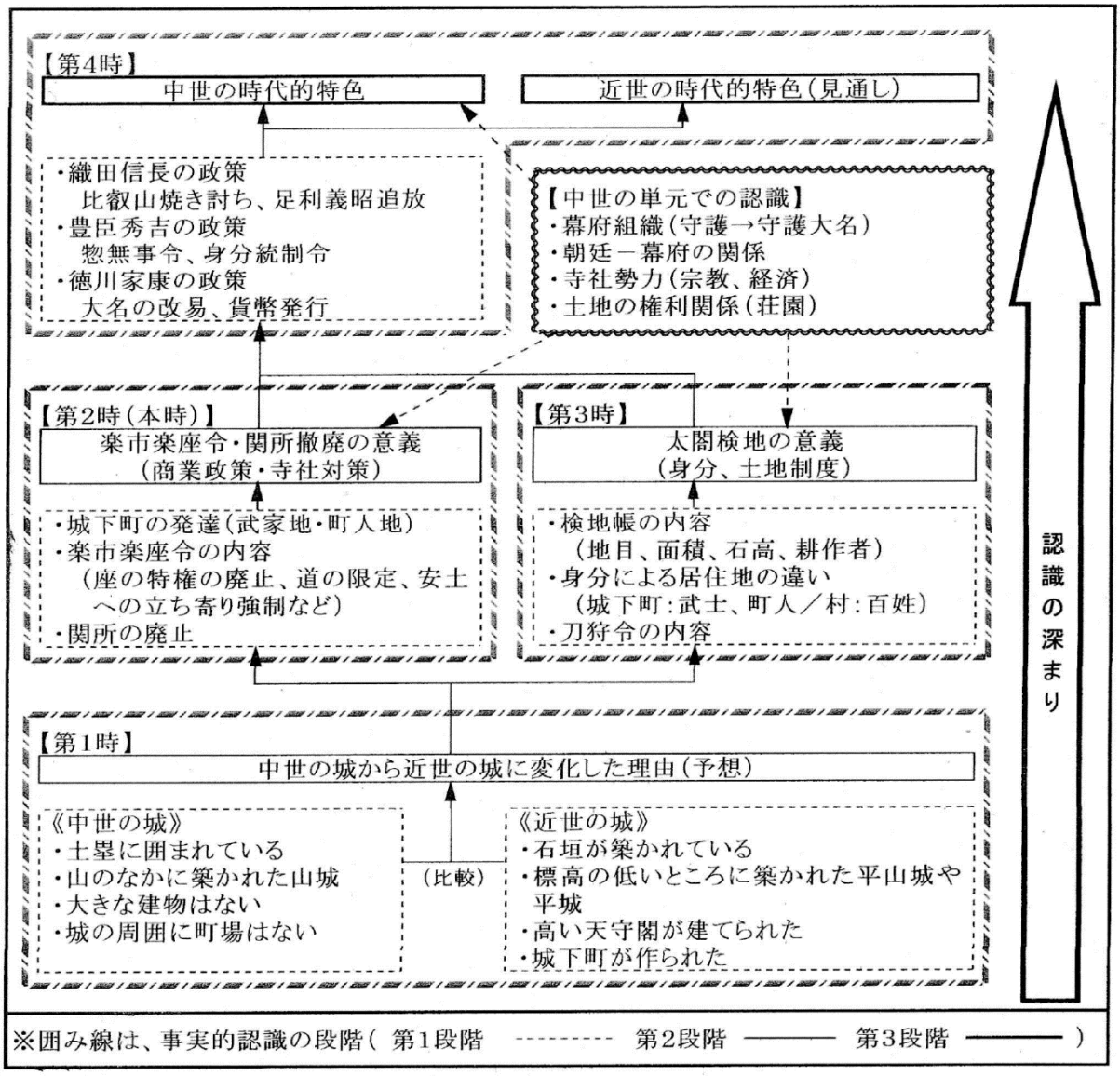

５　本時

（１）本時の目標

①　「楽市・楽座令」の史料から、信長の政策内容を読み取る。【知識・技能】

②　「楽市・楽座令」のねらいについて、既習事項を活用しながら、考える活動を通して、政策の意図を読み解く。【思考・判断・表現】

（２）本時の「主体的な学び」

①　「安土城城下町の CG 再現動画」を視聴することで、人々の暮らしをより鮮やかにイメージさせる。そのうえで、中世の城下町との比較から、「なぜこのような城下町に変化したのか」という疑問を抱かせることで、主体的に探求する姿勢を引き出したい。

〔安土城城下町の様子　NHK スペシャル『信長の夢　安土城発掘』2001〕

②　「楽市・楽座令をなぜ出したのか」という問いに対する予想を立て、その予想を条文の内容から検討していく授業構成とした。生徒は自分の立てた予想と、資料を吟味していく中で明らかになる事実を組み合わせ、自分の予想が正しかったのか検討していくことで、生徒の知的関心を高め、主体的に追究していこうとする姿勢を引き出したい。

（３）本時の「対話的な学び」

①　「楽市・楽座令」の内容を、一文ずつ丁寧に検討していくことで、織田信長がなぜこの法令を出したのか検討していく。

まず、「この城下町を楽市とする。座の規制や雑税などの諸税はすべて免除する。」から、座について振り返りながら、ねらいに迫っていく。座の規制や税を免除することで、安土を商人にとって魅力的な町とし、商人を囲い込むねらいがあったことをつかませる。

次に、「商人は上街道（のちの中山道）の通行を禁止する。下街道を通行して安土城下で宿をとること」から、地図を用いて商人の移動ルートをつかませたい。移動ルートや、宿をとるといった内容から、ここでいう商人とは行商人のことであることをつかませる。

> 安土山下町（城下町）中に定める
> 一、この城下町を楽市とする。座の規制や雑税などの諸税はすべて免除する。
> 一、商人は上街道（のちの中山道）の通行を禁止する。下街道を通行して安土城下で宿をとること
> 一、信長の領国において、借金などの廃棄（徳政）を行っても、この町は除外する。
> 『近江八幡市共有文書』

最後に、「信長の領国において、借金などの廃棄（徳政）を行っても、この町は除外する。」から、この法令は誰のために出されたものなのかを考えさせる。信長、町人、商人のうち、徳政令を出されたら困るのは誰か考えさせ、町人を守るための条文であることを理解させる。

これらの内容をふまえ、この法令を出すことによって、信長は町人と行商人を保護し、行商人に対する税を無税とすることで安土に行商人を集め、商業を活発化させたことをつかませたい。信長は町人から税をとり、町人は行商人の宿泊費で収入を得る、という金銭の動きにも着目させたい。（史料との対話）

②　「楽市・楽座令」に追加して、「関所の廃止」という情報を与えることで、信長のねらいをさらに深めていく。この二つの政策に共通するねらいを検討していくことで、商業の活性化による経済力の強化と、中世に座・市・関所を統括していた寺社をはじめとする諸勢力から力を奪うという二つの側面をつかませたい。その際、教師や生徒同士で会話する場面を設定し、思考をより深化させていく。（生徒・教師との対話）

（4）本時の展開

授業展開

時配	学習内容と活動	留意点（○）及び評価（◇）
導入 10 分	○　本佐倉城と安土城の比較をする。 ・　本佐倉城の周辺には、田が作られている。 ・　安土城には城下町ができている。 ・　安土城の方が、圧倒的に建物が多い。 予想される生徒の反応 「安土城には城下町ができている」「本佐倉城の周囲には田がある」「家の数がちがう」 ○　「安土城 CG 再現動画」を視聴し、町に住む人々の様子について、わかったことを発表する。 ・　商人や武士が生活している。 ・　行商人が商売をしている。 予想される生徒の反応 「町はとても大きそうだ」「武士がいた」「商人がいた」「魚を売っている人がいる」「棒を担いでいる人がいた」 ○　なぜ安土城の城下町では、さかんに商売が行われていたのか、既習事項から予想し、学習課題を把握する。 ・　既習事項から、『楽市・楽座令』に着目する。 【学習課題】 織田信長は、なぜ楽市・楽座令を出したのだろう。	○　城そのものだけでなく、周辺にも目を配るよう促す。 主体的 【本時の「主体的な学び」①】 ○　自由な発言を求める。 ○　商売が盛んにおこなわれていることに注目させる。 ◇　映像資料から、町の特徴を読み取れているか。（技） ○　信長の政策を振り返らせる。
展開 30 分	○　『楽市・楽座令』の内容を一読し、織田信長がなぜこの法令を出したのか予想を立て、発言させる。 予想される生徒の反応 「商人を集めて、経済を発達させようとした。」「経済力をつけて、鉄砲を買って強くなろうとした。」「ほかの大名に商人がとられないようにした。」「安土に商品を集めて、生活を豊かにしたかった。」 ○　『楽市・楽座令』の条文を読み解く。 ■　条文１　「この城下町を楽市とする。座の規制や雑税などの諸税はすべて免除する。」 予想される生徒の反応 「経済活動を活発にしたかった。」「無税なので、商売がやりやすくなりそうだ。」「商人が集まることで、商品やお金が集まってきそうだ。」 補助発問①　無税としたら、信長にとってどんなメリットがあるのだろうか？ 補助発問②　座とはどんなものなのか？	主体的 【本時の「主体的な学び」②】 ○　予想であるので、自由に発想・発言させる。 ○　出た意見については、楽市・楽座令のどの部分から想起したか、根拠を確認する。 対話的 (史料) 【本時の「対話的な学び」①】 ○　ひとつの条文ごとに内容を読み上げ、丁寧に内容を確認していく。 ○　補助発問を行い、丁寧に内容を読み取らせる。

	補助発問③　無税としたら、喜ぶのはどんな人だろうか？ 予想される生徒の反応 「信長にメリットはない。」「安土の町を発達させたかった。」「税を取ることより、商人を集めることが大切だった。」「座は、商人の同業者組織のようなもの。」「寺社に税をおさめて商売を行ったもの。」「商人は無税だと喜ぶと思う。」 ・　商人にとって魅力的な政策であることを理解する。 ・　座の制限がなくなったことを理解する。	○　生徒との対話を多くとり活発な意見交換を行う。 ○　上手く答えが導き出せない場合は、話し合う時間をとるようにする。
	■　条文２　「商人は上街道（のちの中山道）の通行を禁止する。下街道を通行して安土城下で宿をとること」 予想される生徒の反応 「安土に人を集めて、活発に商売を行わせたかった。」「安土に商人が来れば、うわさを聞いて人が集まってくるかもしれない。」 補助発問①　安土に寄らないといけないのは誰か？ 補助発問②　宿泊するのは誰か？ 補助発問③　それにはどんなメリットがあるのか？ 予想される生徒の反応 「宿をとれば、宿代が町人に入るので、町人を守ることにつながるのではないか。」「信長は町人から税をとるので、間接的に信長のもとにお金が入る仕組みになっているのではないか。」 ・　町人と商人のちがいを理解し、町人がいることが、結果的に信長の経済力を高めたことを理解する。	○　町人と行商人の違いについて図を用いて説明する。 ○　商人の動きを、地図を用いて説明する。
	■　条文３　「信長の領国において、借金などの廃棄（徳政）を行っても、この町は除外する。」 予想される生徒の反応 「安土では、町人からしっかりお金を集めたかったのではないか。」「徳政を行ったら、一揆などが多発してしまいそうだ。」 補助発問①　この政策は誰を守るための政策なのか？ 補助発問②　徳政をすると困る（お金を貸している人）のは誰だろうか？ 予想される生徒の反応 「徳政をしないということは、商人に対するものかな。」「お金を貸しているのは町人だから、町人を保護する内容だ」「町人を保護すれば、安心して暮らすことができる」 ・　町人は行商人にお金を貸していたので、徳政を行	◇　条文に書かれている内容を

	わないというルールを作ると、町人の保護につながることを理解する。 ■　「関所の廃止」の資料を見て、楽市楽座と関所の廃止の共通したねらいを考える。 予想される生徒の反応 「関所をなくすことによって、通行が自由になり、安土によりたくさん人が集まるようになる。」「商人を安土に集めることができれば、より信長は経済力を伸ばすことができる。」 ・　信長は自身の経済力を高める政策を行っていたことを理解する。 ○　楽市・楽座令と、関所の廃止によって、デメリットを受ける勢力はないか考える。 予想される生徒の反応 「信長以外の大名は、商人が来なくなって困ってしまうのではないか。」 補助発問　中世において、市や関所はどんな勢力が設けていたのだろうか？ 予想される生徒の反応 「関所や市を仕切っていた勢力（在地の有力者や寺社など）は、経済力が衰えてしまったのではないか。」「信長は自分の地位を高めるために、寺社などの勢力を削ろうと考えていたのではないか。」	読み取ることができているか。（技） ○　中世やそれ以前の既習事項を活用する。 ○　寺社に関する意見が出てきた場合は、学級全体に投げかけ、内容を吟味させる。 ○　市や関所は、中世ではどんな勢力が開いていたのか思い出させる。
まとめ 10 分	○　楽市・楽座令、関所の廃止から、織田信長のねらいについて考え、ワークシートにまとめる。 対話的 （自己内）	【本時の「対話的な学び」②】 ○　机間指導を行い、上手く書けていない生徒に対しては、本時の学習内容をもとに助言する。 ◇　資料から読み取った内容と、既習事項を組み合わせて、信長のねらいに迫れているか。（思）

（５）本時の評価

①　「楽市・楽座令」の史料から、信長の政策内容を読み取れているか。【知識・技能】

②　「楽市・楽座令」のねらいについて考える活動を通して、信長の政策意図を読み解くことができたか。【思考・判断・表現】

６　思考の構造図

〔事実的認識の第三段階〕

【中世の時代的特色】
中世は、統一政権は存在せず、幕府・朝廷・寺社らの権門が独自に領国を支配する、自力救済の社会であった。
【近世の時代的特色（見通し）】
近世は、強大な武力と経済力によってもたらされた、江戸幕府と藩による幕藩体制のもと、統一政権によって与えられた自分の役を果たし、維持していく「役の体系」としての社会システムをもっていた。

〔事実的認識の第一・第二段階〕

A　中世では軍事施設の役割をもつ山城が一般的だったが、近世では統治施設の役割をもつ、城下町を備えた巨大な平城を築城した。

a　中世では、軍事施設としての城の側面が強く、濠や柵を備えた山城が一般的であった。
b　中世では、城の周辺に水田を備えることが多く、都市的な機能を併せ持つをもつ城は少なかった。
c　織田信長は、安土城城下町に、自らの武士団を集住させ、常備軍としての役割を持たせた。
d　織田信長は、職業集団としての武士をもつことで、強大な戦力を得、自らの勢力範囲を広げていった。
e　織田信長は、安土城城下町で楽市・楽座令を発令し、自由な経済活動を保護することで、高い経済力を得た。

B　中世では寺社が武力・経済力・精神性に裏打ちされた強大な権威をもっていたが、天下人はこれを破壊することで、寺社が持っていた力を奪っていった。

a　中世では、寺社の門前で定期市が開かれ、商人や技術集団を抱え込み、高い経済力や技術力を有していた。
b　中世では、寺社は武力をもって強訴を行うなど、たびたび要求を通していた。
c　古代・中世以前は、五重塔などの高層建築や石垣づくりの建築物は寺社に多くみられた。
d　天下人は、寺社が持っていた技術集団を獲得し、石垣づくりの高層建築として自らの城を建築した。
e　織田信長は、比叡山の焼き討ちや石山合戦を行い、寺社勢力を攻撃した。
f　織田信長は、楽市・楽座令や、関所の廃止を行うことで、寺社の持つ権力を破壊していった。

C　天下人は、中世の世俗的な権威・権力を排除することで、自らの権威・権力を高め、「天下布武」の思想のもと、強大な軍事力を背景に全国を支配する体制を確立した。

a　天下人は、強大な軍事力を背景に数々の戦に勝利し、全国の寺社や大名などの諸勢力を自らの支配下に置いた。
b　織田信長は、足利義昭を京都から追放し、室町幕府を滅ぼした。
c　豊臣秀吉は、強大な軍事力を背景に全国統一を成し遂げ、惣無事令を発令した。
d　江戸幕府は、武家諸法度・禁中並公家諸法度・寺社法度を出すことで、諸勢力の行動を統制した。
e　江戸幕府は、全国を藩に分割し、大名を江戸幕府に代わる統治者として任命し、管理させる幕藩体制を確立した。

D　天下人は、中世にみられた荘園制に基づく土地制度と、自力救済の社会を否定し、身分に応じた役を果たすことを求める身分制社会を作った。

a　豊臣秀吉は、太閤検地を全国的に行い、土地の耕作者としての百姓を検地帳に登録した。
b　豊臣秀吉は、太閤検地を行い、土地の複雑な所有関係を整理した。

c　豊臣秀吉は、身分統制令を出し、身分間の移動を禁止した。
d　豊臣秀吉は、自らの配下となったものに、領地をあてがった。
e　豊臣秀吉は、刀狩令を出し、武士身分が帯刀することを許した。
f　豊臣秀吉は、惣無事令を発令し、私的な闘争を禁止した。
g　豊臣政権や江戸幕府は、意に従わない大名から領地を没収したり、大規模な領地替えを行ったりした。